

鳥取県公報

目次

- ◇規則 栄養士免許その他の手数料徴収規程の一部改正
- 部改正
 - 鳥取県林業施設補助規則の一部改正
 - 行政書士法施行細則の一部改正
- ◇告示
 - 開拓地営農指導施設補助金交付規程
 - 土地改良区設立の認可申請
 - 建築代理業者の登録
 - 結核医療機関の指定解除
 - 医療機関の指定
 - 保安施設区予定地について
 - 児童福祉施設の認可

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

右同
右同

保母資格証明書の交付
計量器定期検査の実施(気高郡)

◇ 敘任及び辞令 西尾律実 外

◇ 教委訓令 鳥取県社会教育主事取務規程(大正十一年十月鳥取県訓令甲第十九号)外二件廃止

◇ 教委告示 鳥取県社会教育委員規程(昭和七年六月鳥取県告示第二百五十七号)外一件廃止
臨時教育委員会の開催

鳥取県規則第九十三号

栄養士免許その他の手数料徴収規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年十二月五日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県規則第九十三号

榮養士免許その他の手数料徴収規程の一部を改正する規則

榮養士免許その他の手数料徴収規程（昭和二十三年九月鳥取県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。第一条に次の四号を加える。

- 八十九 診療エツクス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第六条の規定に基く診療エツクス線技師免許手数料
- 免許手数料 三百円

- 九十 診療エツクス線技師法第八条第二項の規定に基く診療エツクス線技師免許証再交付手数料百五十円
- 九十一 診療エツクス線技師法第十三条第二項の規定に基く診療エツクス線技師免許証書換手数料 百円
- 九十二 診療エツクス線技師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十三号）第七条第二項の規定に基く診療エツクス線技師免許証裏書手数料 三百円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十七年十一月十八日から適用する。

鳥取県林業施設補助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第九十四号

鳥取県林業施設補助規則の一部を改正する規則

鳥取県林業施設補助規則（昭和二十四年十一月鳥取県規則第一百七号）の一部を次のように改正する。別表の(10)を次のように改める。

(10)

森林害虫 驅除事業	事業費に 対し十分	一、松くい虫等のせん孔虫類の被害木は伐倒、剥皮及び枝条 樹皮を焼却すること。 二、くりたまばちの被害木は伐倒又は被害枝の切り落とし又は虫えい採取焼却すること。 三、前号の驅除は知事の指定した区域内被害木所有者の連帯責任とすること。 四、補助金は指定した区域内の驅除完了を確認の上交付すること。
--------------	--------------	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第九十五号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則（昭和二十六年四月鳥取県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

鳥取県告示第五百五十三号

開拓地営農指導施設補助金交付規程を次のように定める。

昭和二十七年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

開拓地営農指導施設補助金交付規程

(総 則)

第一条 開拓地営農指導施設補助金交付規程（昭和二十四年農林省告示百六十二号）に基き、開拓農業協同組合及びその他の団体（以下「団体等」という。）が行う開拓地営農指導施設に要する経費に対する補助

金の交付については、この規程の定めるところによる。

(経費の範囲)

第二条 前条に規定する経費は、左のとおりとする。
一 開拓実験農場の試験、研究及びその指導に要する経費

二 団体等が行う開拓者資金償還金の徴収に要する経費

(申請手続)

第三条 この規程による補助金の交付を受けようとする団体等は、申請書に左に掲げる書類を添え正副二通を知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書(第一号様式・第一号様式の一)
- 二 收支予算書(第二号様式・第二号様式の一)
- 三 その他知事が必要と認める書類

(申請内容の変更)

第四条 補助金の交付を受けた団体等が前条に規定する書類の記載事項に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ知事に届け出なければならない。
2 知事は、前項の規定による届出があつた場合において必要と認めるときは、同項の届出事項について変更を指示することができる。

(提出書類)

第五条 補助金の交付を受けた団体等は、翌年度の五月末日までに事業成績書(第一号様式・第一号様式の一)及び收支決算書(第二号様式・第二号様式の一)を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第六条 補助金の交付を受けた団体等が左の各号の一に該当するときは、知事は、補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
一 補助金交付の条件に違反したとき

二 支出額が予算額に比し著しく減少したとき

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

第一号様式(第二条第一号の場合)

事業計画書(事業成績書)

一 設置場所(設置状況)

二 事業実施主体名及び実施担当者名

三 設置場所の概要

イ 地勢、地貌、標高及び交通

ロ 地質、土性及び水利

ハ 気象状況

ニ 近傍地帯の開拓計画面積

ホ 近傍地(既農村)の農業状況

四 主なる試験(調査)実施事項

イ ……

ロ ……

五 試験(調査)実施方法の概要

イ 目的

ロ 試験(調査)内容(詳細に記載)

ハ 試験(調査)事項

六 試験(調査)を継続する必要年数

第一号様式の一(第二条第二号の場合)

事業計画書

件数 本年度年賦償還予定開拓者資金徴収費 備考
償還予定額 日補助金交付申請額

註「償還予定期日」は全組合員が償還を完了する予定期日を記入すること

事業成績書

件数 本年度年賦償還金 償還 備考
償還済額 償還未済額 年月日

註「年賦償還済額」及び「同上未済額」欄には各資金の合計額を記入し、「償還年月日」欄には各資金とも全部償還の完了した場合のみ記入すること。

第二号様式(第二条第一号の場合)

收支予算書(收支決算書)

収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増	備考
	(又は決算額)	(又は予算額)	△減	
県補助金				
〇〇費				
計				

支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増	備考
	(又は決算額)	(又は予算額)	△減	
賃金				
現物費				
種苗費				
計				

肥料費	
農薬費	
〇〇費	
旅費	
役務費	
通信費	
印刷費	
〇〇費	

註 收支決算書には支出の内容を明かにするため備考欄に品名、数量、単価等を詳細に記入すること。

第二様式の二(第二条第二号の場合)

收支予算書(收支決算書)

収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増	備考
	(又は決算額)	(又は予算額)	△減	
県補助金				

〇〇費				
計				

支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増	備考
	(又は決算額)	(又は予算額)	△減	
開拓者資金徴収費				
〇〇費				
〇〇費				
計				

鳥取県告示第五百五十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七条第一項の規定より、東伯郡中北条村大字江北池田律外十四名の者より、北条砂丘土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定し

た。よつて同法第八条第四項及び土地改良法施行規則(昭和二十四年農林省令第七十五号)第十六条の規定により、次のとおり公告する。

昭和二十七年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、縦覧に供すべき書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

□ 定款の写

二、縦覧期間

昭和二十七年十二月六日から同年十二月二十五日まで

三、縦覧の場所

東伯郡下北条村役場

〃 中北条村 〃

〃 大誠村 〃

四、異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百五十五号

鳥取県建築代理業者名簿に次の者を昭和二十七年十一月三十日登録した。

昭和二十七年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県建築代理業者登録名簿

登録番号	登録年月日	現住所	氏名	業務
二七四	昭和二十七年十一月三十日	鳥取県八頭郡社村大字安藏六七二	前田建築事務所	二級建築士 前田勝藏
二七五	〃	米子市紺屋町一〇	同和建設株式会社 米子出張所	二級建築士 佐野秀雄

鳥取県告示第五百五十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定による辞退届があつたので次のように結核医療機関の指定を解除した。

昭和二十七年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

名称 所在地

高木医院 東伯郡倉吉町大字中河原
解除年月日 昭和二十七年十一月三十日

鳥取県告示第五百五十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和二十七年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

名称 所在地 管轄保健所 指定年月日
藪内医院 西伯郡外江町 米子保健所 昭和二十七年十一月三十日
三五四七番地

鳥取県告示才五百五十八号

次の土地を保安施設地区予定地にする旨の通知を受けたので森林法（昭和二十六年法律才二百四十九号）才四十四条の規定により告示する。

昭和二十七年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

地区所在地	全面積	要指定	業務	指定
郡町大字	実夕見	は又	一、工事	目的
西成日	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	行地内にお	の期間
伯美原山	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	け、落葉下	土砂
同	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	草土採取を	崩壊二箇
同	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	礫の採取を	防備年
同	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	禁する	め
同	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	一、立木の	
同	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	伐採を禁す	
同	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	一、植栽木	
同	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	の保護撫育	
同	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	に努めなけ	
同	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	ればならな	

鳥取県告示才五百六十号

児童福祉法（昭和二十二年法律才百六十四号）才三十五条才二項の規定による児童福祉施設として次のように認可した。

昭和二十七年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

施設種別	経営主体	施設名称	施設長氏名	所在地	定員	認可年月日
保育所	中浜村	中浜村立中浜保育園	永井芳房	西伯郡中浜村大字小篠津	六五人	昭和二十七年一月一日

鳥取県告示才五百六十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律才百六十四号）才三十五条才二項の規定による児童福祉施設として次のように認可した。

昭和二十七年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

施設種別	経営主体	施設の名称	施設の長	施設の所在地	定員	年月日
保育所末恒村	末恒村立	白兔保育園	村田道雄	末恒村	五〇	昭和二十七年一月
				野大末気		
				字五〇		

鳥取県告示第五百六十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十五条第二項の規定による児童福祉施設として次のように認可した。

昭和二十七年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

施設種別	経営主体	施設の名称	施設の長	施設の所在地	定員	年月日
保育所豊実村	豊実村立	豊実保育園	木下繁美	気高郡	六〇	昭和二十七年一月
				大気大		
				字実高		

鳥取県告示第五百六十八号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百三十三条の規定により気高郡の計量器定期検査（体温計の検査を除く。）を次のように実施する。

昭和二十七年十二月五日

- 鳥取県告示第五百六十三号
次の者に対し保母資格証明書を交付した。
- 昭和二十七年十二月五日
- 鳥取県知事 西 尾 愛 治
- 西伯郡余子村 嵯峨里 きぬ江
 - 〃 〃 佐々木 節子
 - 〃 和田村 吉村 桂子
 - 鳥取市賀露町 猪口 ぬい
 - 〃 岩倉 田中 泰子
 - 米子市旗ヶ崎 松岡 徳子

鳥取県知事 西 尾 愛 治

検査日時	検査区域	検査場所
十二月八日 午前九時から午後三時まで	気高郡明治村	明治村特設計量器検査場
〃 九日 〃	〃 豊実村	豊実村 〃

〃 十日 〃	〃 〃	〃 〃	松保村	松保村
〃 十一日 〃	〃 〃	〃 〃	大郷村	大郷村
〃 十二日 〃	〃 〃	〃 〃	吉岡村	吉岡村
〃 十三日 〃	〃 〃	〃 〃	末恒村	末恒村
〃 十四日 〃	〃 〃	〃 〃	實木村	實木村
〃 十五日 〃	〃 〃	〃 〃	瑞穂村	瑞穂村
〃 十六日 〃	〃 〃	〃 〃	鹿野町	鹿野町
〃 十七日 〃	〃 〃	〃 〃	小鷺河村	小鷺河村

敘任及び辞令

昭和二十七年十二月一日付次のとおり異動があつた。

一、部、所長及び次長の部

- | | | | | | |
|---|--------------|----------|---|---------|---------|
| 新 | 八頭地方事務所長 | 農地部開拓課長 | 現 | 鳥取県事務吏員 | 西 尾 律 実 |
| | 気高地方事務所長（兼補） | 岩美地方事務所長 | 取 | 同 | 藤 井 政 雄 |

日野地方事務所長(兼補)	西伯地方事務所長	同	各務武雄
經濟部次長兼鳥取 県物産斡旋所長	八頭地方事務所長	同	西垣史郎
東伯地方事務所次長	気高地方事務所長	同	坂出雅巳
西伯地方事務所次長	日野地方事務所長	同	山根虎雄
二、課長 の 部			

新	現	課	所	係	取	名	氏	名
総務部知事室秘書課長	総務部知事室企画課	庶務係長	鳥取県事務吏員	山田芳美				
総務部人事課長	岩美地方事務所	経済課長	同	戸田常磐				
民生部厚生課長	八頭地方事務所	総務課長兼福祉課長	同	前田之光				
民生部児童課長	岩美地方事務所	福祉課長代理	同	小谷徳幸				
労働部労政課長	経済部商工課	団体係長	同	小田徳繁				
土木部管理課長	岩美地方事務所	総務課長兼財務課長	同	吉村護郎				
農地部農地課長	(新任)		同	波当根嘉之				
農地部開拓課長	総務部人事課長		同	北村伊三雄				
岩美地方事務所総務課長	民生部厚生課長兼児童課長		同	竹内正雄				
同 福祉課長	人事委員会		同	尾嶋繁顯				
同 財務課長	衛生部医務課	庶務係長	同	森岡愛吉				

同 経済課長	農林部農政課	同	小倉俊男
八頭地方事務所総務課長兼福祉課長	総務部人事課	庶務係長兼人事係長	鳥取県事務吏員中本建治
同 財務課長	東伯地方事務所	財務課長	同 有田信雄
同 経済課長	農林部農業改良課	普及係長	鳥取県技術吏員 田中辰雄
気高地方事務所	総務課長兼福祉課長	労働部労政課長	鳥取県事務吏員 坂口福藏
同 財務課長	八頭地方事務所	財務課長	同 山根誠四郎
同 経済課長	農林部農政課	協同組合係長	鳥取県技術吏員 山根保
東伯地方事務所総務課長	気高地方事務所	総務課長	同 岸田辰治
同 財務課長	同	財務課長	同 坂田董九郎
同 経済課長	農林部林務課	造林係長	鳥取県技術吏員 小林光雄
西伯地方事務所総務課長	総務部地方課	庶務係長	鳥取県事務吏員 船木万壽雄
同 経済課長	日野地方事務所	経済課長	鳥取県技術吏員 山本春信
同 渉外課長	総務部総務課	庶務係長	鳥取県事務吏員 西尾邦太郎
日野地方事務所総務課長兼福祉課長	西伯地方事務所	総務課長	同 中島榮
日野地方事務所財務課長	日野地方事務所	財務課長代理	同 三好義治
同 経済課長	同	経済課	鳥取県技術吏員 手嶋孝道

中央病院 東伯地方事務所 総務課長

鳥取県事務吏員 井口 羌 治

三、麻長及び係長の部

新 現

鳥取県稅務所長 米子県稅務所長

鳥取県事務吏員 沖江 龜 治

米子県稅務所長 鳥取県稅務所長

同 増井 庄 市

農業綜合研究所長 気高地方事務所 經濟課長

同 相見 悦 二

水産試驗場長 水産試驗場

鳥取県技術吏員 早栗 操

企画課 庶務係長 日野地方事務所 総務課長代理兼福祉課長代理

鳥取県事務吏員 実重 一郎

同 企画係長 企画課

鳥取県技術吏員 益子 謙 一

同 開發係長 同

鳥取県事務吏員 陶山 末 男

総務課 庶務係長 公衆衛生課 保健係長

同 宮城 安 男

同 業務係長 西伯地方事務所 渉外課長代理

同 川上 静 雄

人事課 庶務係長兼人事係長 人事課

同 安治 熊 治

同 厚生係長 総務課 業務係長

同 小倉 晴 義

會計課 審査係長 農業改良課

同 井上 正 幸

地方課 庶務係長兼行政係長 地方課 行政係長

同 平岩 照 耳

統計課 生活統計係長 農業試驗場

鳥取県事務吏員 井上 喜 邦

厚生課 庶務係長 兒童課

同 草刈 武 雄

兒童課 同 医務課

同 浜谷 胤 昂

農政課 同 厚生課 庶務係長

同 庁通 胤 昂

同 食糧係長 農政課 農業經營係長

鳥取県技術吏員 西尾 静 雄

同 協同組合係長 同

鳥取県事務吏員 入沢 敏 三

同 農業經營係長 農業綜合研究所

鳥取県技術吏員 苗村 一 三

農業改良課 普及係長 農業改良課

同 七里 能 憲

水産課 漁政係長 水産試驗場長

同 山本 宣 夫

商工課 振興係長 商工課

鳥取県事務吏員 金田 裕 夫

同 団体系長 管理課

同 加藤 忠 晴

労政課 庶務係長 會計課 審査係長

同 岸本 地 凶 雄

管理課 管理係長 人事課

同 松村 忠 男

道路課 庶務係長 労政課

同 吉田 道 典

医務課 同 農地課

同 山形 利 男

同 医務係長 木材工業指導所

同 森原 敏 直

農業改良課	八頭地方事務所	同	前田節治
畜産課	企画課	同	高垣昭信
蚕糸課	商工課	同	万井重男
商工課	畜産課	同	林勝一
商工課	蚕糸課	同	古家高榮
同	秘書課	同	小倉雍子
同	種畜場	同	福井幸男
同	農政課	同	塩村静子
同	木材工業指導所	同	森脇節子
同	開拓課	同	森下宏敏
同	岩美地方事務所	同	中田益枝
同	八頭地方事務所	同	伊井野豊
同	東伯地方事務所	同	岡本久治
同	倉吉保健所	同	生原清志
同	総務課	同	池田幸人
同	水産課	囑託	村上正己

西伯地方事務所	米子県稅事務所	雇	井上芳昭
日野地方事務所	厚生課	同	下口昭美
米子県稅事務所	米子土木出張所	同	堀田候公
農業綜合研究所	商工課	同	平尾壽美子
水産試験場	醫務課	同	田中幸治
木材工業指導所	建築課	同	尾崎康郎
智頭保健所	水産試験場	同	箕和雄
気高保健所	気高地方事務所	同	山田水枝
工業試験場	商工課	同	山口智敬

鳥取県教育委員会訓令第2号

昭和二十七年十二月五日

鳥取県教育委員会

記

鳥取県社会教育主事取務規程

(大正十一年十月鳥取県訓令第十九号)

次に掲げる訓令は廃止する。

市町村長
 学 校 長
 図書館長
 社会教育委員

鳥取県社会教育委員並社会教育委員会事務取扱手續

(昭和七年十月鳥取県訓令甲第二十八号)
鳥取県社会教育委員執務心得

(昭和七年十月鳥取県訓令甲第二十九号)

鳥取県教育委員会告示第四十号
次に掲げる告示は廃止する。

昭和二十七年十二月五日

鳥取県教育委員会

鳥取県社会教育委員規程

(昭和七年六月鳥取県告示第二百五十七号)

社会教育委員会会則準則

(昭和七年十月鳥取県告示第四百二号)

鳥取県教育委員会告示第四十一号

臨時教育委員会を次のとおり開催する。

昭和二十七年十二月五日

鳥取県教育委員会
委員長 伊、佐田 甚藏

一、日時 昭和二十七年十二月五日午前十一時

二、場所 県教育委員会々議室

三、議題 教職員昇給昇格について